

●発表日：平成 29 年(2017 年)6 月 28 日

幼保連携型認定こども園(仮称)童浦こども園の 整備および運営事業者募集について

田原市では、童浦小学校区にある 2 つの市立保育園（北部保育園と山北保育園）を統合し、新たに設置する幼保連携型認定こども園『(仮称)童浦こども園』の整備および運営を行っていただく民間事業者の公募を行います。

1 募集の趣旨

本市では、子どもの成長にとって適正な集団規模の確保、多様化する保育ニーズへの対応、および老朽化が進む園舎の更新を図り、もって小学校就学前の子どもの教育・保育並びに保護者に対する子育て支援環境の総合的な充実を目的とした市立保育園の適正化および民営化の推進を、田原市総合計画に位置付けています。

この計画に基づき、市立北部保育園と市立山北保育園の 2 園を統合し、併せて民営化による幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）へ移行することといたしました。この認定こども園の施設・設備を整備し、園運営を継承していただく民間事業者を募集します。

2 開園までのスケジュール案

平成 29 年度	・(仮称)童浦こども園整備および運営事業者の選定
平成 30 年度	・北部保育園と山北保育園の保育統合 ・山北保育園園舎の解体撤去 ・(仮称)童浦こども園設計（選定事業者）
平成 31 年度	・市と選定事業者による合同保育の実施 ・(仮称)童浦こども園建設工事（選定事業者）
平成 32 年度	・(仮称)童浦こども園開園（運営移管）

3 その他

別紙のとおり

市立北部保育園



市立山北保育園



(担当) 子育て支援課こども福祉係 鈴木（康） 電話（0531）23-3513

別紙

1 移管する保育園

田原市立北部保育園	田原市浦町原屋敷78番地8
田原市立山北保育園	田原市片浜町前畑79番地1

2 (仮称) 童浦こども園の場所

山北保育園跡地

3 移管の条件

(1) 応募資格

平成29年4月1日現在において、愛知県三河地域^{※1}若しくは静岡県西部地域^{※2}で、認可保育所、幼稚園または認定こども園（以下「保育所など」という。）のいずれかを10年以上継続して設置および運営する社会福祉法人または学校法人であること。

※1 愛知県三河地域

田原市、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

※2 静岡県西部地域

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

(2) 教育・保育事業の基準

- 定員 概ね240人（1号認定30人、2号認定150人、3号認定60人）
- 受入月齢 生後10か月～
- 開園日 月曜日～金曜日、土曜日（希望保育）
※日曜日、年末年始は休園、祝日は原則休園
- 開園時間（平日）午前7時30分～午後7時
（土曜日）午前7時30分～午後0時30分
- 特別保育
 - ・特別早朝保育（午前5時30分～7時30分）
 - ・祝日保育
 ※校区に多く居住する臨海企業に勤務する方の勤務形態に配慮し、早朝や祝日に保育を必要とする児童があるときに特別保育の対応を求めるもの。

など

(3) 施設など整備の条件

- 選考により選定された事業者（選定事業者）自らが、(仮称)童浦こども園の施設整備（新設）を行う。
- 新しい園舎は、現在の山北保育園の場所に建設する。
- 平成32年4月の開園に合わせ、園舎、園庭、その他の必要な施設を整備する。

など

(4) その他の条件

- 愛知県の「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」および認定こども園の整備・運営にかかる関係法令などを遵守し、幼保連携型認定こども園として認可を受けること。
- 田原市の子育て支援方針をよく理解し、積極的に協力できる事業者であること。
- 選定事業者自らが認定こども園を運営し、良好な教育・保育が実施できること。
- 認定こども園を持続的に運営するための経営基盤および社会的信望を有すること。
- 保育教諭などの職員確保が確実であり、かつ年齢構成や経験年数に配慮されていること。
- 保護者との信頼関係が構築できること。
- 地域や関係団体との交流・連携が図られること。
- 事故防止対策、安全対策、防災対策などの計画や取り組みが万全であること。
- 暴力団またはその構成員でないこと。

など

4 募集要項などの配布など

- 以下に定める配布期間（土曜日、日曜日および祝日を除く）に子育て支援課窓口で配布します。また、田原市ホームページからもダウンロードができます。

5 事業者の選考

(1) 選考の体制

市長が設置する「(仮称) 童浦こども園整備および運営事業者選考委員会」が審査を行い、最も優れていると認める事業者を優先交渉権者として選定し、最終的に市長が決定する。

(2) 審査の基本的視点

- 信頼できる良好な教育・保育の実施が可能であること。
- 安定した経営が持続的に確保できるものであること。
- 教育・保育の質の向上に対する取り組みが期待できること。
- 地域に根ざした園運営を行うことができること。

(3) 募集および選考スケジュール案

募集要項の配布	平成 29 年 6 月 29 日 (木) ～7 月 20 日 (木)
応募書類の受付	平成 29 年 7 月 18 日 (火) ～7 月 31 日 (月)
一次審査 (資格など審査)	平成 29 年 8 月実施予定
二次審査 (書面審査、面接審査 (現場確認を含む) など)	平成 29 年 8 月～11 月にかけて実施予定
優先交渉権者の決定	平成 29 年 11 月頃を予定

※この日程は、応募の件数および審査の状況により変更する場合があります。